

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 33 号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、<u>廃棄物の処理及び清掃</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市民の協力義務）</p> <p>第 4 条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を分別して、各別の容器に収納し、<u>市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）</u>を所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、<u>廃棄物の処理および清掃</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市民の協力義務）</p> <p>第 4 条 土地または建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地または建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を分別して、各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。</p> <p><u>2 前項の容器には、有毒性、危険性その他収集または処理作業に支障を及ぼすおそれのある物を混入してはならない。</u></p>

(収集又は運搬の禁止等)

第4条の2 第3条に規定する計画で定める所定の場所に置かれた一般廃棄物は、市長及び市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、土地又は建物の占有者から、一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。

2 処理手数料の種類、区分及び金額は、別表のとおりとする。

3 処理手数料を徴収する基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

4 前項に規定するもののほか、処理手数料の徴収方法については、市長が定める。

(一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料)

第11条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは同条第4項の規定による一般廃棄物処分業又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、次の区分による手数料(以下「許可申請手数料」という。)を納入しなければならない。

から まで <省略>

(手数料の還付)

第12条 既に納付した処理手数料及び許可申請手数料は還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を

(一般廃棄物処理手数料)

第8条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、土地又は建物の占有者から、一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の一般廃棄物処理手数料は、別表第1の金額の範囲内で市長が定める。

3 第1項の一般廃棄物処理手数料を徴収する基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

4 前項に規定するもののほか、第1項の一般廃棄物処理手数料の徴収方法については、市長が定める。

(一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料)

第11条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは同条第4項の規定による一般廃棄物処分業又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、申請の際、次の区分による手数料を納入しなければならない。

から まで <省略>

<p><u>還付することができる。</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>処理手数料</u>を減免することができる。</p> <p>(環境衛生巡視員)</p> <p>第14条 &lt;省略&gt;</p> <p>(環境衛生審議会)</p> <p>第15条 市長の諮問に応じ、廃棄物の処理及び清掃業務に関する重要事項を調査審議するため、<u>瀬戸市環境衛生審議会</u>を置く。</p> <p>2 <u>瀬戸市環境衛生審議会</u>の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>別表(第8条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">し尿</td> <td>定額制</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>従量制</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td><u>粗大ごみ</u></td> <td></td> <td><u>1個につき 800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 &lt;省略&gt;</p>	種類	区分	金額	し尿	定額制	<省略>	従量制	<省略>	臨時	<省略>	<u>粗大ごみ</u>		<u>1個につき 800円</u>	<p>(手数料等の減免)</p> <p>第12条 市長は、<u>特別の理由がある</u>と認めるときは、<u>手数料または費用</u>を減免することができる。</p> <p>(環境衛生巡視員)</p> <p>第13条 &lt;省略&gt;</p> <p>(環境衛生審議会)</p> <p>第14条 市長の諮問に応じ、廃棄物の処理および清掃業務に関する重要事項を調査審議するため、<u>市に環境衛生審議会</u>を置く。</p> <p>2 <u>環境衛生審議会</u>の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>別表第1(第8条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>取扱区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">し尿</td> <td rowspan="3">収集及び運搬</td> <td>定額制</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>従量制</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> <tr> <td>臨時</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 &lt;省略&gt;</p>	種別	取扱区分	手数料	し尿	収集及び運搬	定額制	<省略>	従量制	<省略>	臨時	<省略>
種類	区分	金額																							
し尿	定額制	<省略>																							
	従量制	<省略>																							
	臨時	<省略>																							
<u>粗大ごみ</u>		<u>1個につき 800円</u>																							
種別	取扱区分	手数料																							
し尿	収集及び運搬	定額制	<省略>																						
		従量制	<省略>																						
		臨時	<省略>																						

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。